

Title	奈良時代の踏歌：夜の歩み
Sub Title	The "Toka" in Nara period : the night walk
Author	藤原, 茂樹(Fujiwara, Shigeki)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1999
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.77, (1999. 12) ,p.86- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	井口樹生, 高山鉄男両教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00770001-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

奈良時代の踏歌

——夜の歩み——

正月十六日宴・踏歌・進薪

藤原 茂樹

『類聚国史』によると、「踏歌之節会」の名称が使用されはじめたのは清和天皇天安三年（八五九）正月十六日である。遡って、この日に踏歌が行なわれたことを示す『日本書紀』『統日本紀』の例は、持統七年（六九三）に一度と、後述する奈良時代の四例だけである。ところが、踏歌がこの日以外になされた例は飛鳥時代に二例と奈良時代四例の計六例あり、これを上回っている。したがって、奈良時代以前に行なわれた正月十六日宴を「踏歌節会」と理解すること（¹）は正確さを欠く。たとえば新日本古典文学大系『統日本紀』の各脚注は、ほぼ一貫して各年の十六日宴を「踏歌の節会の宴」とし、その根拠として、雑令「凡正月一日。七日。十六日。三月三日。五月五日。七月七日。十一月大嘗日。皆為節日。」をあげるが、それははたして証例たり得るであろうか。確かに、雑令では正月十六日を節日と規定するが、踏歌について一切触れることがない。これは「十六日節」を定める規定ではあっても、「踏歌節会」を指定するもので

はないのである。これを『日本書紀』『続日本紀』に照らしてみると、十六日宴は多く、踏歌記事は少なく、しかも踏歌記事が十六日に固定化していない事実には思い至る。したがって、飛鳥・奈良時代の踏歌は正月十六日宴に固定化して行なわれるまでには至っていないことがわかる。そこで、再度正月十六日宴と踏歌記事を調べると、十六日宴は、天武紀五年島宮での宴が初見で、持統紀に集中し定着する。持統三・六・七・八・九・十・十一年に十六日宴の記事をみる。踏歌記事のわが国の初見は、その中の七年の宴においてであり、翌八年の正月には、踏歌は早くも十七日・十九日に移されて十六日宴と切り離されている。この傾向は、奈良時代もつづき、踏歌が十六日宴に確実に固定化したと史料で明らかとなるのは、嵯峨天皇から淳和天皇代にかけてとみられる。むしろ、それまでは、十六日宴の記事に踏歌のことをみない例の方がはるかに多い。もつとも、述べたように、正月十六日以外に踏歌の行なわれた例は飛鳥および奈良時代に集中している。したがって、奈良時代は、踏歌が年中行事に固定化する以前の、いくつかの可能性を含む時期であったといえる。

ところで、奈良と同時代の唐の踏歌事情は、十五日夜（元宵）が踏歌の中心である。では、なぜこれを移入したといわれる踏歌が、十五日に一度も行なわれなかったのであろうか。そのことは、薪進上との関係から察せられる。天武紀四年正月三日に「進薪」（薪進上）の初見記事をみる。以降の進薪記事は、同紀五年・持統紀四・八・九・十年とみえ、そのいずれもが正月十五日となっている。漢人踏歌がなされようとした持統七年時点では、正月十五日にはすでに、進薪の行事化が定まっていたものと考えられる。持統朝の百寮は十五日に薪を進上し、その翌日に、その褒美もかねて晴れの宴に出席できたのであろう。文武官人がこぞって薪を進上し、検校の後主殿寮に貯納する多忙な十五日に、漢人が踏歌を行なうことをわが国は選ばなかったのである。薪進上は『続日本紀』に記録されない。しかし、雑令に「凡文武

官人、毎年正月十五日並進薪」と規定されていたことから、奈良時代に進薪は行なわれたとみるべきである。渡来人ではなく、わが国の官人からはまった(天平二年皇后宮踏歌後引①)奈良の踏歌もまた、十五日を避けたのはそれゆえである。飛鳥・奈良時代の踏歌はまだ恒例化されていなかった。これに對して、すでに、十五日進薪と十六日宴とは宮廷行事として固定化をみせていた。だから、進薪と踏歌とになんらかの關係が生じたとしてもそれは踏歌が十六日に固定化した後のこととみる。ちなみに、池田弥三郎氏⁽³⁾が、この両者の關係を宮廷行事が固定化した以前に遡ると、「元來この御薪は、山から訪れてくる山人の、正月のやまづと」であり、それが宮廷において百官の奉仕に変わった、として、古今集大歌所御歌大直日歌「あたらしき年のはじめにかくしこそ千年をかねてたのしきをつめ」の考察へ進み、「踏歌と山人の來訪と進薪との關係についての記憶」をうかがおうとしたのは、説得力のある進め方であったが、いま確認したことを振り返ってみれば、進薪と踏歌とが宮廷行事に固定するのは奈良時代ではまだ早すぎることになる。唐では觀灯行事に踏歌が盛んに行なわれた。わが国ではそのような都會的な觀灯行事は行なわれず、記録上燃灯はもっぱら仏教行事においてなされ、踏歌はこれと切り離されている。ただ、唐の觀灯行事は町中で行なわれる官民一齊の行事であるが、わが国の踏歌はそれほどの環境を遂に持ち得なかった。踏歌はわが国独自の受容をしたということになる。

奈良時代踏歌の俯瞰

ここで、奈良時代の踏歌全般について見渡しを行なっておきたい。『続日本紀』の踏歌記事はわずか八例にすぎない。しかし、特徴的な踏歌の形態(①②)がみられ、宮廷芸能として固定した平安朝以降には見られない多様性をもつ。

① 天平二年正月十六日 天皇御三天安殿、宴五位已上。晚頭、移幸皇后宮。百官主典已上陪從、踏歌且奏

且行。引_二入宮裡_一、以賜_二酒食_一。因令_レ採_二短籍_一。書以_二仁・義・禮・智・信五字_一、隨_二其字_一而賜_レ物。得_レ仁者絕也。義者糸也。禮者綿也。智者布也。信者段常布也。

② 天平十四年正月十六日 天皇御_二大安殿_一、宴_二群臣_一。酒酣奏_二五節田儺_一。訖更令_二少年童女踏歌_一。又賜_二

宴天下有位人并諸司史生。於_レ是、六位以下人等鼓_レ琴歌曰、新年始邇 何久志社 供奉良米 万代摩提丹。宴訖賜_レ祿有_レ差。

③ 天平勝宝三年正月十六日 天皇御_二大極殿南院_一、宴_二百官主典已上_一。賜_レ祿有_レ差。踏歌歌頭女孺忍海伊太

須・錦部河内並授_二外從五位下_一。

④ 天平勝宝四年四月九日 盧舍那大佛像成、始開眼。(中略) 既而雅樂寮及諸寺種々音樂、並咸來集。復

有_二王臣諸氏五節・久米儺・楯伏・蹋歌・袍袴等歌儺_一。東西發_レ声、分_レ庭而奏。

⑤ 天平宝字三年正月十八日 帝臨_レ軒。授_二高麗大使楊承慶正三位、(中略)賜_二國王及大使已下祿_一有_レ差。

饗_二五位已上、及蕃客并主典已上於朝堂_一。作_二女樂於儺台_一、奏_二內教坊蹋歌於庭_一。客主典已上_レ之。事畢賜_レ綿各有_レ差。

⑥ 天平宝字七年正月十七日 帝御_二閣門_一、饗_二五位已上及蕃客、文武百官主典已上於朝堂_一。作_二唐・吐羅・林邑・東國・隼人等樂_一、奏_二內教坊踏歌_一。客主々典已上_レ之。賜_レ供_二奉踏歌_一百官人及高麗蕃客

綿_上有_レ差。

⑦ 神護景雲元年十月二十四日 御_二大極殿_一、屈_二僧六百_一、轉_レ誦大般若經。奏_二唐・高麗樂及內教坊蹋歌_一。

⑧ 宝龜十一年正月十六日 賜_二唐及新羅使射及踏歌_一。

まず踏歌の行なわれた時期についてであるが、①③⑤⑥⑧は正月十六、十八日に行なわれたのに対して、④⑦は他の月に行なわれた。④は大仏開眼会への参加という特殊事例であり、記録上正月以外に踏歌がなされた初めての例である。新年正月の芸能であった踏歌が、季節の宴から切り離されて独立したということは、芸能としての自立が促されたことを示すとともに、このときその奏上の意義・目的から新年のはじめの祝福や地鎮などの祝的要素⁽⁴⁾が一旦切り離されたことを意味する。⑦の事例もその例に入る。この場合も新たに仏賛仰の色を添える意義を帯びた芸能として行なわれた。つぎに、担当者の違いが個々別々であることについて考慮の要がある。⑤⑥⑦は内教坊の女官によるもので、専門化した宮廷芸能となっている。⑧も外国の使節に踏歌を賜うとあるために内教坊踏歌と判断する。これに対して、①は官僚たちが主体であり、専門職によるものではない。②は少年童女が踏歌をなす特殊な様態である。たとえば、外来の伎楽を少年に教習せしめた例（推古紀二十年 六一二年）や神泉苑御霊会で「以三帝近侍児童及良家稚子⁽⁵⁾為二舞人⁽⁶⁾」〔日本三代実録〕貞観五年五月二十日 八六三年）と帝に近侍する児童を舞人とする例などを知るばかりで、少年と童女とがともに、同じ時と場で舞をなす例は注意をひく（次章）。①も②も内教坊踏歌とは一線を画す。このように奈良時代の踏歌は、その場面ごとに異なる姿をみせる。

内教坊踏歌

唐の内教坊は、舞楽教習のため宮中に置かれた施設で開元二年（七一四）に成立している〔唐書〕百官志、太楽署。わが国の内教坊は、唐のそれを模して成ったものである。⁽⁵⁾元正天皇時代にそのような機構がすでに存在していた可能性もあるが、⁽⁶⁾中国風な内教坊の語を冠し、機構の整備を図ったのは、⁽⁷⁾恵美押勝政権時代のことであろう。⑤記事は

内教坊および内教坊踏歌の初見記事であり、内教坊踏歌は唐風嗜好の強い恵美押勝（藤原仲麻呂）時代の所産だといえる。この時代に内教坊踏歌は宮廷芸能として正月行事の中に定着したといえる。③で渡来人女性が踏歌歌頭を勤めたとして叙位された記事を見ると、これは宮廷の女官が踏歌を担当しおそらく上々の出来を見せたがための褒美であり、また踏歌という芸能の奨励と理解できる。したがって、おそらくこれが宮廷で専門化してゆく女性踏歌のはじまりを告げるものであった。「歌頭」とあるのは、その折の踏歌集団のリーダーを意味し、多数の女官が踏歌に携わったことを推測せしめる。ところで、ここに「女孺」とあり、「内教坊」と記さないのはどうしてか。ここにいう「女孺」とは、皇后宮の内侍司（百人）・藏司（十人）・書司（六人）・薬司（四人）・兵司（六人）・闈司（十人）・殿司（六人）・掃司（十人）に仕える「女孺」（計百五十二人）中の人物のいずれかと考えられる（後宮職員令）。この二人の渡来系女孺が光明皇太后の周忌に供奉したこと（統紀。天平宝字五年六月二十六日条）や内侍司牒に「錦部連川内」の署名がみえ（大日本古文书卷二一八）、これが内侍であったことを確認できるため、二人は皇后宮に女孺として奉仕していたことは間違いない。とすれば、女孺踏歌は、皇后宮ではじめられたものとみるべきである。このことは、その翌年の④大仏開眼会の「蹋歌」が、『東大寺要録』供養章第三に「女漢躍歌百二十人」と内訳を残すこととも併せて考えるべきである。ここでも内教坊踏歌の語を用いていないことは、未だ「内教坊踏歌」は、この時点では成立していなかったと考えられる。大仏開眼会のこのときも、女漢踏歌の歌頭は渡来系の女孺だった。その百二十人すべてが皇后宮の「女孺」であったかは不明である。ちなみに③「歌頭」として渡来系女性の名が二人記されたのは、踏歌の形態がすでに二組に分かれて奏されたものだったことを知らせる。忍海は、大和国忍海郡に本拠があり、錦部は河内国錦部郡・若江郡錦部を本拠とする氏族であるから、この二組の踏歌は、大和系踏歌と河内系踏歌の華を競ったものとみる。

以上、簡略な見渡しにすぎないが、『統日本紀』踏歌記事八例は四区分できると考える。

- ① 皇后宮百官踏歌 ② 少年童女踏歌 ③④ 皇后宮女孺踏歌 ⑤⑧ 内教坊踏歌

その中で、皇后宮の女孺踏歌が、内教坊妓女の踏歌へと転換したことが想像される。以後、奈良後半から平安にかけて、宮廷芸能としての踏歌の主流は女踏歌となつてゆく。

ところが、そのようにとらえてくると問題が起きる。即ち、踏歌の歴史の中で①②と③④との位置付けはどのようになされるのか、ということである。

踏歌・歌舞所・皇后宮

この章では、天平十四年正月十六日宴(②記事)についての一つの鋭い指摘について述べ始める。池田弥三郎氏⁽³⁾は、「令踏歌」の「令」と示すところに、「わずかに表記者の心配りがうかがえる」として「要するに、奈良朝に至って、正月の饗宴としての踏歌がほぼ形をなしたらし」とみる。奈良時代の踏歌が自然発生的なものではなく、饗宴として行なわれるに至ったという敏感な読み取りである。これを受けて『統日本紀』を精査した宮岡薫氏は、「令踏歌」⁽⁸⁾「少年童女踏歌」共に他例をみない記事であると指摘した上で、この宴には恭仁宮造営・新都恭仁京の寿祝という特別の意味がこめられていたと読みを深めた。『統日本紀』によると、この都を前年十一月に大養徳恭仁京大宮と称えその「万代」を願ったにもかかわらず、平城京より移築の大極殿は、この正月になつてもまだ出来上がらず、十四年の正月朔百官朝

賀は「権に四阿殿を造」りそこで済ませるといふ侘しくも心細い状態の新年であった。そこで、七日には造宮卿智努王を激励し、造宮を促し、十六日には「群臣を宴し」さらに「宴を天下の有位の人、并せて諸司の史生に賜ふ」という盛大な宴をなす。有位の人・史生にまで宴の範囲を広げることも異例で、この宴は宮廷関係者を総動員してのつまるところ大盤振る舞いの宴であった。宴は、恭仁帝都の万代を希求した意図とはうらはらな不如意ばかりの時期に行なわれている。そこで、この宴は、天皇のお心を慰めるために、また官人の心を一つにして、帝都の将来を榮えあらしめようとの意図のもと、ことさら盛り上げて成功させようと図られたのだと考える。そこで、天平二年皇后宮踏歌以来、十二年ぶりに踏歌が企画されたのである。「令踏歌」記事はそのあたりの事情を反映したものであろう。また、六位以下の人々が、宴の最後の歌として、琴に併せて「新しき年」の歌を歌い、朝廷の永続と官人の弛みない奉仕を、「万代まで」と誓ったのである。同時の五節田舞が六国史の初出であること、また、この舞が新たな意味をもち国家的儀礼中に加えられることの指摘はすでになされている。五節田舞も少年童女踏歌もまた「新たしき」琴歌もいずれも新奇な出し物であった。そのような新企画の宴の主唱者が誰かは不明だが、実際その実現のために立ち働いたのが誰かは、想像がつかく。ポイントは二点ある。十二年前に踏歌が行なわれたことを思い浮かべて見ればよい。そのとき、これを演出した者が風流侍従であったことはかつて述べた²⁾。それから十二年も経過すれば一代代が変わる。次世代は歌舞所の人々が歌舞の新しい動きの中心となっている。井村哲夫氏¹⁰⁾によると、歌舞所は天平三年（七三二）→天平宝字四年（七六〇）前後が活動時期で皇后宮職に所属した。天平八年にその存在が確認され（『万葉集』巻六・一〇一一題詞）、天平十一年皇后宮之維摩講（『万葉集』巻八・一五九四）の仏前唱歌の面々が実際の歌舞所の諸王臣子にあたるという。十二年前の皇后宮踏歌を、常日頃皇后宮に勤務する歌舞所の人々が、形を変えて再現させている。これが第一点である。第二点は、

その面々にある。仏前唱歌の折り、彈琴は市原王（天平十五年五月無位から従五位下。続紀。七四三年）・忍坂王（伝未詳ながら、天平宝字五年正月無位から従五位下の忍坂王と同一人か。続紀。七六一年）、歌子は田口朝臣家守（伝未詳）・河辺朝臣東人（神護景雲元年従五位下。続紀。七六七年）・置染連長谷（伝未詳）等十数人であり、その具体的な氏名・役割・人数の記録が残る。二十人近いこれらの音楽関係者は、名を記す五人のだけれどもが、天平十四年段階で従五位下の叙位を得ていない。恭仁京でのこの正月十六日宴で、「琴を鼓つき」「新たしき年の始めに」の歌を歌った「六位以下の人等」とは、実にこれら歌舞所の面々を指していたのであろう。この歌については、井口樹生氏・宮岡氏(12)に充分な論証もあり、詳述をさけるが、手短にこの歌への視角を示すために、これと類句をもつ歌詞を『万葉集』から摘出す。 「かくしこそし樂しきをへめ」（巻五・八一五） 「かくしこそし樂しく飲まめ」（巻五・八三三） は天平二年正月十三日作、「かくしこそし奉らめ」（巻十八・四〇九八） は天平感宝元年五月頃の作である。「新たしき年のはじめ」の歌詞をもつ歌は、卷十七・三九二五は天平十八年正月だが日付なし、卷十九・四二二九は天平勝宝三年正月二日、同卷四二八四は同五年正月四日、卷二十・四五一六は天平宝字三年正月一日の作である。ここに共通することは、右のどれも踏歌の行なわれる上元前後の日付と関連を示さないことである。『万葉集』の「新しき年のはじめ」の句をもつ歌は、正月の一〜四日に歌われていることから、『万葉集』において正月初めに歌われる歌として享受されたとみえる。上元頃の正月行事の終わりを飾る踏歌とは関連が薄(13)い。したがって、恭仁京での宴歌が特例であるといえる。この琴に合わせて歌われたいわば正月の琴歌は、『万葉集』においては、その歌詞や適する歌の場を踏歌と関らせてはいない。しかし、重要なことは、歌舞所の企画や演奏が踏歌と「新しき年のはじめに」の琴歌とをほぼ同時に公開させたことである。踏歌と琴歌とが競合する場が歌舞所の働きにより生まれたことである。踏歌はこのとき歌舞所によって再興され

た。それには官人踏歌の発祥に深く関る皇后宮と、その宮内に所属する歌舞所による発案という必然的なラインがある。歌舞所の活動指針の一つはこの四年前の天平八年段階で「古舞」「古情」「古歌」「古曲」「古體」(『万葉集』六・一〇一〇左注)の研究開発にあった。⁽¹⁴⁾ 一世代前に行なわれた立后翌年の歴史的記憶に残る記念すべき踏歌は、十二年を経て、古舞古情古歌古曲古体の研究開発の対象となっていたはずである。それは風流侍従の足跡を受け継ぐことにもなる。歌舞所によって、踏歌は宮廷芸能としてその可能性を開かれた。踏歌は洗練され宴のなかに位置を持ち得ることを発見されたといえる。少年童女の踏歌は意図されたその一つのかたちなのである。都大路から官人の大集団が宮殿へ参入するといった十二年前のダイナミックな踏歌の展開はここにはなく、宴の中の芸能として、新たに発案され演じられたものといえる。天平十四年の段階のわが国の踏歌は、まだ宮廷芸能の中で産声を挙げたばかりの状態に近い。しかも、少年童女踏歌が成功をおさめたかは心もとない。なぜならば、この様態は以後受け継がれることがなかった。その九年後、皇后宮に勤める女孺により踏歌が行なわれ、翌年大仏開眼会に披露されて、女踏歌は宮廷芸能としての地歩を占めてゆく。おそらく、光明皇后宮では渡来系の女踏歌が養成されていたのものと考えられる。憶測にすぎないが、その九年前に童女踏歌をなした者が、時移り成人し、女孺踏歌・女漢踏歌の中心的役割をになう人物になるという筋道もあり得たであろう。歌舞所諸王臣子も女孺も皇后宮に奉仕する存在であった。そのことを思えば、光明皇后の宮は奈良時代踏歌の搖籃であった。奈良時代前半の踏歌は、皇后宮に参入した官人踏歌に起り、皇后宮職所属の歌舞所の諸王臣子に取り立てられ、皇后宮に仕える女孺により維持されて、その初々しい時期を過ごしたのである。

踏歌の禁制

最後に、上記の宮廷踏歌とはことなる民間の踏歌についてとりあげる。平城京は本格的な都市であった。概して、都市は新たな流行を創り出すとともに、周辺地域からの人の流入定着により、地方の古い習俗が入り込みやすい。往々にして新たな創出は良風秩序を崩す力を孕み、地方の古俗には粗野で露なものが含まれていることがある。為政者はその過度を嫌い、従前の秩序や風俗を保とうとする。『類從三代格』卷十九禁制事には、奈良時代に出されたいくつかの禁制の命令が残されている。そのほとんどが太政官符である。その中に、兩京畿内の踏歌を禁断する命令がみえる。

太政官符

禁断兩京畿内踏歌一事

右被_レ右大臣今月十四日宣_レ傳。奉_レ勅。今聞。里中踏歌承前禁断。而不_レ從_レ捉搦。猶有_レ濫行。嚴加_レ禁断。不_レ得_レ更然。若有_レ強犯。者追捕申上。

天平神護二年正月十四日

この禁制記事はきわめて貴重であり多少なりとも分析を必要とする。これあることによつて、『日本書紀』『続日本紀』にみる踏歌記事は、宮廷とのかかわりにおいて限定的に記録された記事にすぎず、宮廷芸能としての踏歌とは別に、民間芸能としての踏歌がこの頃に存在したことが確定的になるのである。しかも「里中踏歌承前禁断」との文言については、たとえば「夜祭会飲先已禁断」（延暦十七年 七九八年「禁制兩畿内夜祭歌儺事」『類聚三代格』卷十九

禁制事」の文言とを並べてみると一層明白となるが、この太政官符が、踏歌に対する初めての禁制ではなかったと知られる。すなわち、天平神護二年（七六六年）以前にすでに民間の踏歌は行われており、それは為政者の目から見ると秩序を欠いた状況をもたらすものであったようだ。踏歌は奈良時代において都の貴族たちばかりの芸能ではなかったのである。ところで、この里中踏歌を歌垣とする見解がいわば通説になっている。「この里中踏歌こそ、歌垣そのものを指したものであろう。」（池田弥三郎氏）³。「ここにいう踏歌は歌垣のことである。踏歌はもと唐朝の正月行事なのであるが、日本の宮廷がこれを探り入れるに及んで歌垣と合体した。」（西郷信綱氏）¹⁵。「里中踏歌」は民間の歌垣をさすと思われるが、こう表現したのは、前節にみたような宮廷における歌垣の変容に伴うものであろう。（増尾伸一郎氏）¹⁶とこのようにあるが、はたしてそうみるべきであろうか。歌垣歌の研究からこれを踏歌と混同すべきでないという見解（宮岡薫氏・森田佛氏・井上和久氏）¹⁷もあり、今後議論を詰める必要がある。ここに詳細を尽くす余裕をもたないが、「踏歌」禁制のことは右の如く見出すが、これに對して、「歌垣」を名指して禁じたものを見出せないことに注意を寄せておく。なぜ、「歌垣」の名で禁じたものがみられないのであろうか。「里中踏歌」が禁じられたのはなぜで、それはどのようなものであったのかを、この史料はわずかながら示唆する。手がかりは少ないが、それを取り出す作業を試み仮説を立ててみたい。天平神護二年正月に目を戻す。注意したいのは、禁制の発せられた日付である。それが、「正月十四日」であったことには意味がある。少なくともこれを偶然の日付として見過ごすことが出来ないのは、十四日は元宵の前日にあたり、踏歌直前の時期であるためである。新年はじめての満月の光が降りそそぐのが元宵である。唐の元宵の前後数夜の踏歌事情を想い浮かべればよい。すると、この禁制は、元宵を目前に控えた予防的措置の意図が強いと知る。民間の踏歌は、新年満月の月明に誘い出された民衆を熱狂させる力を持ち、それはなんらかの弊害をもたらすのが

常のことというのが為政者の理解である。太政官符を發した「右大臣」は藤原永手であった。いま藤原永手の経歴をみると、興味深いことに永手が大納言から右大臣に昇進したのは、この符の發せられるわずか六日前（『続日本紀』天平神護二年正月八日条）のことであつた。踏歌禁断の符は、新右大臣藤原永手が新任後時を経ず早速に着手した初仕事とでもいふべきであり、為政をつかさどる者としての新鮮な意欲がタイムリーな効果を期して發せられたものと察せられる。もつとも、少なくとも二度目の禁止ということは、禁令が容易には効果を現さなかつたことも含めておく。

先に傍証に挙げた「禁制兩京畿内夜祭歌舞事」をいまま少し抜書きすると、「夜祭会飲先已禁断。所司寛容不_レ加_二捉搦。遂乃盛供_二酒饌_一扞事。醉乱。男女無_レ別。上下失_レ序。至_レ有_二鬪争間起_一、淫奔相追。違_レ法敗_レ俗莫_レ甚_二于茲_一。自今以後。嚴加_二禁断。祭必昼日不_レ得_レ及_レ昏。」（延暦十七年十月四日）という内容である。これが正月行事と関るものではない点や、天平神護の踏歌禁制から三十二年も後のものであり、平安京遷都間もない頃の事情を平城京民間の踏歌事情にあてようとする点に問題を残すが、夜に人々が会集し歌舞をなすどのような事態が生じ、都の治安や秩序にどのような悪弊をもたらすと考えられたかを推し量るには有効と判断する。「夜祭会飲」の禁止は以前にも出されていた。それにも拘わらず取り締まりはなされていなかった。その結果「醉乱」「男女無別」「上下失序」という状態が起き、ついには「鬪争」さえ起こることになる。それは騒乱状態を招く危険な行事として見逃せないということである。そのような事情によつて夜祭に関する禁断がなされている。いまま少し詳しくみると、その述べるところは、夜祭歌舞については「祭必昼日不_レ得_レ及_レ昏」と指示があり、これが祭りや歌舞そのものまでを否定していない点に留意すべきである。祭りや歌舞は、昼日に行くべきであり、昏にまでかからないようにせよという催す時間帯の制約であり、祭りや歌舞それ自体の禁止にまでは及んでいない点で、踏歌禁断の符とは相違する。ところが、踏歌はそれが集団による夜の

群行を本来とするため昼に行われる選択肢はないといえる。逆の言い方をすれば、天平神護二年の段階では、おそらく数ある祭事・行事の中で、踏歌だけが禁断される理由を顕著に抱えていたことになる。踏歌は、元来が渡来芸能でありわが国古来の伝統を負う芸能ではなかったため、一般的な意味での祭事の本質である神への祭りをなすものではなく、いわば公事としての伝統保持を主張できない体のものであったために禁断の芸能として指定され名指しで中止されたものと考えられる。たとえば、踏歌が、敷地や家の祝福や鎮圧という呪的側面をもち得ていたとしても、もし夜行の集団による町家への弊害が甚だしいものならば、大祓いや追儺に代わるほどの意義をもち得ないということではなかったか。民間行事としての踏歌は公的な主張を強く持ち得ない享樂至上の芸能行事として理解されたために禁断の憂き目を甘んじることとなったのであろう。正月行事の最後を飾る上元の宵もしくはその数夜、満月・十六夜の月に照らされた男女の群行が踏歌し街を練り歩いていくと、群行中から男女の風紀を乱す者たちや、ときに祝福を装い富家に押し入るなどの狼藉を働くというような、性と暴力による秩序破壊へ向かう動きが生まれ出る。それが、奈良時代の民間踏歌をめぐる事情であったということになる。憶測にわたる面が少なくないが、以上の如く仮説的に奈良時代の「里中踏歌」を捉えておきたい。

まとめにかえて

奈良時代の民間踏歌については、史料が少なく、これまでになされた議論も少ない。だが、みたように、民衆の踏歌や夜祭りなどにおける動態については注意を払う必要がある。宮廷芸能としての踏歌は、内教坊踏歌の確立が契機となり、その質を変えたと思われるが、奈良時代前半の四例については、様態多様で殊に注目すべきである。これらには光

明皇后宮の芸能環境が力強く作用していると考えられる。光明皇后は、天平元年八月立后し、立后後ほどなく新宮殿にその居を定めたようである。最近の二条大路出土木簡に関する精緻な研究⁽¹⁸⁾では、これまで法華寺地域（旧藤原不比等第）と思われていた立后後の皇后宮の位置について、旧説を訂正する必要が生じた。新皇后宮は、立後の六カ月前に無念のうちに自尽し果てた長屋王の邸宅跡であり、王邸の正殿跡に一部重なるかたちで新宮殿の正殿・前殿が建築されたことが明らかにされている。それは皇后の強い意志の現れとみられる。その威圧に、一役買ったのが、わが国人による踏歌のはじまりであった。⁽²⁾天平二年の踏歌は、新皇后宮として迎えるはじめての正月に、四百人も集団で時の百官主典以上が新宮殿に練りこんだものである。その木簡研究によると、新皇后宮は、天平元年から天平十二年恭仁京遷都まで用いられたと推測されている。その宮殿内は、華やかな天平文化の発信元であった。皇后宮内に置かれたと推測された皇后宮職所属の歌舞所の存在は、最もよくそのことを象徴するものである。そして、皇后宮に仕える女孺から女踏歌が始まっていくこともその一端として位置付けられる。わが国の踏歌は、はじめ明日香に本拠をもつ渡来人によって起こされたが、その民間の渡来人踏歌が、大和国出身の女孺や、光明子の出身地河内安宿近辺の女孺の皇后宮勤めを介して、宮廷入りし、やがてそれが皇后宮で洗練を受けて、後の発展へと結びついていく。宮廷踏歌も、民間踏歌も、さほど遠いところには位置していなかったのが、奈良時代の踏歌をめぐる環境の特徴であった。

注

- (1) 新日本古典文学大系『続日本紀一』p 33・51・85・160・296。『続日本紀二』p 229・361他
(2) 天平二年の官人たちの踏歌については、その歴史的認識および事実関係について、詳述したことがある。藤原茂樹「天

- 平二年皇后宮踏歌考」美夫君志第五十四号 一九九七年三月
- (3) 池田弥三郎氏「踏歌及び神楽」『日本芸能伝承論』一九六二年一月 中央公論社
- (4) 踏歌の呪的側面については、述べたことがある。藤原茂樹「日本の踏歌の黎明―飛鳥時代―」神戸山手女子短期大学紀要第三九号 一九九六年十二月。『中国関係論説資料』第三八号(一九九六年発表論文集)に再録。
- (5) 『古事類苑』官位部一。林屋辰三郎氏「中世芸能史の研究」一九六〇年六月 岩波書店。
- (6) 荻美津夫氏「日本古代音楽史論」一九七七年九月 吉川弘文館
- (7) 新日本古典文学大系「続日本紀」三 補注22―三 一九九二年十一月 岩波書店
- (8) 宮岡薫氏「古代歌謡の構造」一九八七年十月 新典社
- (9) 宮岡氏注(8)同書・阿久沢武史氏「五節舞の由来―琴歌譜歌謡考―」三田国文十七号 一九九二年十二月に指摘ある。
- (10) 井村哲夫氏「歌舞所私見―天平万葉史の一課題」香椎潟三八号 一九九三年三月
- (11) 神野富一氏「歌謡と和歌」国文学解釈と鑑賞六十二巻八号 一九九七年八月。「琴歌譜「余美歌」考」国語国文六十六巻九号 一九九七年九月
- (12) 井口樹生氏「境界芸文伝承研究」一九九一年十月三弥井書店。宮岡氏「『続日本紀』歌謡の表現と場―天平十四年正月十六日宴歌を中心に―」注(8)同書
- (13) 井口氏注(12)同書p176はこの問題につき、「新しき年のはじめ」の歌は、その章曲ではないかもしれないが、十分に踏歌を意識して謡われている。」と含みをもたせている。なお、『万葉集』の「新しき年のはじめ」の歌については、諸説があり、問題を残す。大濱真幸氏「大伴家持作「三年正月一日」の歌―「新しき年の初めの初春の今日」をめぐる―」『日本古典の眺望』一九九一年五月桜楓社。新谷秀夫氏「新しき年の初め」の家持―「伝誦」という視点―高岡市万葉歴史館論集2「伝承の万葉集」一九九九年三月 笠間書院 他
- (14) 歌舞所の機能について、井村氏注(10)論は、「日本古歌舞一般にわたって採集・整理・再開発を目的とする、言わば「研究開発所」的機能を持っていた」とする。阿久沢武史氏「「歌舞所」の時代―大歌所前史の研究―」三田国文二二号 一九九五年六月は、「宮廷の正式な「宴」における官人貴族の芸能を教習する機関」とする。「研究開発」の概念は井村氏論に拠った。

- (15) 西郷信綱氏「市と歌垣」『古代の声』一九八五年六月 朝日新聞社
- (16) 増尾伸一郎氏「古代都市社会における歌垣の変容」『万葉歌人と中国思想』一九九七年四月 吉川弘文館
- (17) 宮岡薫氏「古代歌謡の展開」一九九五年九月 和泉書院。森田悌氏・井上和久氏「踏歌について」『金沢大学教育学部紀要人文科学篇第四二号』一九九三年二月。なお踏歌と歌垣については宮岡氏同書に諸説の紹介と整理がある。
- (18) 渡辺晃宏氏「二条大路木簡と皇后宮」『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告―長屋王邸・藤原麻呂邸の調査―本文編』一九九五年三月 奈良国立文化財研究所

井口樹生先生のご研究の中心的柱の一つに踏歌に関する幅広いご研究がある。その御論の驥尾に付しつつ、踏歌に関する拙き一文を謹んでここに献じる次第である。